

各課事業評価報告

資料2
西 東 京 市
男女平等参画推進委員会
令和 8 年 5 月 26日

体系番号				担当課	令和7年度事業目標	令和7年度事業実績	担当課 評価	令和8年度事業目標
課題	施策	事業	内容					
I-1 固定的性別 役割分担意識の解消	(1) 男女 平等参画推 進のため意 識啓発と情 報提供	①情報の提 供	男女平等参画について、情報誌、市報、市ホームページ、SNSなどさまざまな媒体を通して、情報提供を行います。	協働コミュニティ課	市HP等で啓発すると共に、男女平等に関する情報を記載した情報誌バリテを年2回発行し、より小中学生に理解しやすい内容や記載に努める。	市HP等で男女平等の啓発すると共に、男女平等に関する情報を掲載した情報誌バリテを年2回（各10,500部）発行し、市内小学校一部学年と中学校の全生徒に対して配布した。 35号「特集 多様な性のあり方を認め合おう「LGBTQ+」を誰もが理解できる社会へ」 36号「特集 そのモヤモヤ話してみませんか 女性相談悩みなんでも相談」	A	市HP等で国が定めている男女平等に関する週間等を啓発すると共に、男女平等に関する情報を記載した情報誌バリテを年2回発行する。 より小中学生に理解しやすい内容や記載に努め、配布先を検討する。
				広報プロモーション課	男女平等参画に関する、担当課が行う情報発信について、ガイドラインに基づき、広報媒体（市報・HP・SNS等）の効果的な活用方法等の支援を行う。	男女平等参画に関する、担当課が行う情報発信について、ガイドラインに基づき、広報媒体（市報・HP・SNS等）の効果的な活用方法等の支援を行った。	A	男女平等参画に関する、担当課が行う情報発信について、広報媒体（市報・HP・SNS等）の効果的な活用方法等の支援を行う。
		②各種講座 の開催	男女平等意識の浸透と定着を図るために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課	年間で講演会2回、講座を7回と、バリテまつりを開催する。	男女共同参画週間 オンライン講演会 1回 女性に対する暴力をなくす運動期間 オンライン講演会 1回 男女平等推進センターオンライン講座 4回 男女平等推進センター対面講座 2回 バリテまつりイベント 9回 対面以外にもライブ配信等を実施したため、当日会場での参加ができな い方などに講座を提供できた。 講座を7回開催できなかった。	B	年間で講演会2回、講座5回とバリテまつりを開催するとともに、講座の開催場所や新たな開催方法等を検討する。
				子ども家庭課	子育てひろばにおいて父親支援事業を開催する。	「ひろばであそぼう」と題した行事を、のどか広場、ピッコロ広場にて隔月で合計12回開催。合計363組、880名の親子が参加した。	A	子育てひろばにおいて父親支援事業を開催する。
				公民館	男女平等参画の視点を取り入れた講座を開催する。	SDGsロビーフェスタ田無における「語り合いから考えるSDGs」のコーナーのテーマの一つとしてジェンダー平等を取り上げた。参加者が複数のグループに別れ、中高生のボランティアも参加して、意見交換を行った。	B	男女平等参画の視点を取り入れた講座を開催する。
		③資料の収 集と図書の 貸し	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、資料の収集や図書の貸し出し及び本の紹介を行います。	協働コミュニティ課	バリテの図書コーナーにおいて、新着図書などを引き続き掲載する。	各市の計画や情報誌等资料・女性問題関係の各月刊誌・女性情報(女性に関する新聞記事掲載)等を図書コーナーに設置し、いつでも市民が学習できるよう環境を常時整備している。また、男女平等推進センター内に絵本コーナーを引き続き設置するなど工夫した。新着図書を掲載した。講座等で関連する貸出図書を設置し、案内を実施した。 現在の蔵書2,367冊（内ビデオ21本） ○令和7年度貸出し 99冊	A	引き続き、幅広く自治会・町内会の支援を行っていく。図書コーナーにおいて関連蔵書紹介図書を
				図書館	引き続き資料の収集・提供ならびに展示を行う。	図書館の資料収集基準に基づき、資料の収集・提供を行った。また、協働コミュニティ課との共催展示「誰もがどれほど選べる社会に」を6月に市内6館にて実施し、計285冊を展示、期間中計279回貸出された。	A	引き続き資料の収集・提供ならびに展示を行う。
		③バリテまつり の開催	バリテまつりを開催し、市民と協働で男女平等参画についての意識啓発や情報提供を行います。	協働コミュニティ課	参加者の増加のため、さまざまな講座を実施する。	第18回バリテまつり実行委員会が企画運営し、コール田無で開催した。テーマ「ともに生きる、ともに育つ～バリテで作るやさしい未来～」2日間でメイン講演会と講座を計8回開催。総参加数179人 講演会ではダイヤモンド☆クガイさんをメイン講師に呼び、多くの年代の方が集まった。 ほかにも父親のAI活用の方法や、親子で参加できる講座、LGBTQに関する映画の上映会を開催し、男女平等参画の啓発に努めた。	A	参加者増加のため、新たな開催場所や申し込み不要な講座の開催などを検討し、様々な講座を実施する。
I-2 家庭・学 校・地域 における男女 平等教育・学 習の推進と人権意識 の醸成	(1) 男女 平等・人権 に関する教育・学習の 実施	①学校等における人権 教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や教育活動等で人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を推進します。	教育指導課	引き続き各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図る。	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図った。東京都教育委員会人権尊重教育推進校として、ひばりが丘中学校の人権教育を推進し、研究発表会を実施した。	A	引き続き各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図り、学校における人権教育の一層の充実を図る。また、人権教育推進委員会において、ひばりが丘中学校の作成したリーフレットを配布し、普及啓発を図る。
		②キャリア 教育の実施	児童・生徒が、性別にとらわれず、個々の能力を発揮できる進路を選択できるように、キャリア教育を行います。	教育指導課	進路指導主任会やキャリア教育担当者連絡会においてキャリア教育をテーマに設定するなど、一人一人の子どもたちのよさを引き出し、生き方を考えさせるための指導について、研修等を実施する。	進路指導主任会やキャリア教育担当者連絡会においてキャリア教育をテーマに設定するなど、一人一人の子どもたちのよさを引き出し、生き方を考えさせるための指導について、研修等を実施した。	A	引き続き、キャリア教育担当者連絡会において教員に対してキャリア教育に関する理解啓発を図り、児童・生徒が、自身の個性を発揮し、キャリアについて考えることができるように指導することを促す。
		③関係図書 の紹介等	保育園や児童館等において、男女平等の視点をもった本・絵本・児童書等の紹介等を行います。	幼児教育・保育課	引き続き、男女平等の視点をもった図書の情報把握、共有に努め、意識啓発に努める。	各基幹型保育園においては、地域子育て支援センターのひろば事業や、図書館との共催事業である「おでかけおはなし会」の中での読み聞かせを通して図書の紹介を行った。各園においては、保育の中で読み聞かせの機会を持ち、図書の紹介を行った。 また、関係機関紙や関連研修等の推薦図書を参考に図書を選択するよう努め、保育における意識啓発に取り組んだ。	A	男女平等の視点を持った図書を保育の中に取り入れていけるよう、情報を把握・共有し、意識の向上を図る。
				児童青少年課	男女平等の視点を持った児童図書の紹介をし、意識を啓発する。	バリテが作成した男女平等の視点を持った図書が紹介されたリーフレット「バリテライブラリーニュース」を各館で掲示・配布した。	A	男女平等の視点を持った児童図書の紹介をし、意識を啓発する。
	(2) 保護 者・関係者 等の男女平等意識・人 権尊重意識の啓発	①子育て情報誌の作成・ 配布	男性と女性が共に子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるように、子育てハンドブック等を作成し、配布します。	子ども若者応援課	男性と女性が共に子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるよう、子育てハンドブックを発行し、配布する。	令和7年度は子育てハンドブックを刷新するため、男性・女性職員から構成される検討委員会で内容の検討を行い、男性女性ともに使いやすい子育てハンドブックの発行と配布を行った。 発行部数：7,500部	A	男性と女性が共に子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるよう、子育てハンドブックを発行し、配布する。
		②保育士等 職員を対象 とした啓発	幼児や子どもの育成に携わる保育士や幼稚園教諭、学童指導員等が、男女平等意識に基づいて、保育や教育等ができるよう、啓発を行います。	幼児教育・保育課	男女平等や人権に関する研修を開催し、保育士の男女平等意識・人権尊重意識の啓発を図る。	「保育における人権」をテーマに設定し、講師に弁護士、性教育アドバイザーを招いて研修を2回開催した。保育士の男女平等意識・人権尊重意識の醸成を図った。	A	保育士の男女平等意識、人権尊重意識の向上と啓発に努め、研修を設定していく。
				児童青少年課	学童クラブ指導員に対して、更なる男女平等の意識付けを行う。	学童クラブ指導員研修の際に、子どもの人権研修にあわせ、男女平等の意識に基づいた指導ができるよう研修し、業務に反映させた。	A	学童クラブ指導員に対して、更なる男女平等の意識付けを行う。
		③教員の研 修の実施	教員が男女平等意識に基づいて、子どもたちを教育・指導することの効果・必要性を学び、現場で役立てられるよう、研修を実施します。	教育指導課	引き続き各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図り、学校における人権教育の一層の充実を図る。研究奨励校の取組を全校に広める。	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図った。東京都教育委員会人権尊重教育推進校であるひばりが丘中学校に対して、東京都教育委員会と共に指導・助言にあたり、人権教育の推進及び研究発表会による他校への普及啓発を図った。	A	人権教育推進委員会において、人権教育プログラムの活用について指導・助言するとともに、ひばりが丘中学校の取組を紹介し、各学校の人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善に寄与する。
		④民生委員・ 児童委員 や地域の団体 等への啓発	民生委員・児童委員や自治会・町内会長等の地域のリーダーが、男女平等参画の必要性を理解して地域活動を推進できるよう、意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課	引き続き、幅広く自治会・町内会の支援を行っていく。	自治会町内会向け講演会や懇談会の場を通じて、自治会町内会の運営や課題について支援を行った。	A	引き続き、幅広く自治会・町内会の支援を行っていく。
				地域共生課	新任者・現任者に限らず継続的に研修を実施するなど意識の醸成を図っていく。	東京都や東京都社会福祉協議会が実施する様々な民生委員対象研修の機会や、都や市の関係機関の実施する、様々な講演会等の情報提供を行い、意識の醸成を図った。	A	新任者・現任者に限らず継続的に研修を実施するなど意識の醸成を図っていく。
	I-3 性的指向・ 性自認等の 理解促進	①多様な性 に関する理 解の促進	性的マイノリティに関する講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様性に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課	作成した中学生向けリーフレットを配布すると共に、各種講座を実施する。	中学生向けにLGBTQリーフレットを作成し、市内全中学校の一年生（約1,400部）に配布した。 情報誌バリテ35号で性的マイノリティを特集し、市内小中学校等の関係各所に配布した。 加えて、バリテまつりにおいて、委員企画でLGBTQIについてのドキュメンタリー映画の上映会と座談会を実施した。	A	引き続き作成した中学生向けリーフレットを配布する。 性的マイノリティの団体と連携し、市内中学校等へ講座を行う。
		②各種サー ビスを利用 しやすい環 境整備の推 進	東京都パートナーシップ宣誓制度の活用をはじめとして、性的マイノリティの市民が市役所のサービスを利用しやすい環境整備を推進します。また、民間団体等への理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課	新規入庁職員に対する研修を実施すると共に、庁内全職員向けの啓発を進める。	新規入庁職員向けの研修において、性的マイノリティについての説明と共に、東京都パートナーシップ宣誓制度の説明を実施した。 各課に東京都パートナーシップ宣誓制度に係る活用事業があるか調査をした。	A	引き続き新規入庁職員に対する研修を実施すると共に、庁内全職員向けの啓発を進める。 また、ホームページでも東京都パートナーシップ宣言制度等の情報提供を行う。

体系番号				担当課	令和7年度事業目標	令和7年度事業実績	担当課 評価	令和8年度事業目標
課題	施策	事業	内容					
I-4 誰もが共に 参画できる 地域活動の 推進	(1) 多様な視点を 持った地域 活動の推進	① 市民活動 団体への学 習機会の特 供	市民活動団体が男女平等参画の視 点をもって活動できるように、バ リテまつりへの参加等を通じて、 学習機会を提供します。	協働コミュニティ課	バリテまつり実行委員と共にバリ テまつりを開催する。	市内5団体の実行委員と第18回バリテまつりを開催した。	B	令和7年度のバリテまつり実行委員では人 数が5名だったため実行委員の人数を8名 ほどに増加し、バリテまつりを開催する。
		② 市民活動 団体との協 働事業の実 施	男女平等参画の視点をもった市民 団体と協働して地域活動等の事業 を実施します。	協働コミュニティ課	男女平等推進センター企画運営委 員と共に啓発講座を実施する。	男女共同参画週間 講演会 1回 女性に対する暴力をなくす運動期間 講演会 1回 男女平等推進センター講座 6回 開催した。	B	男女平等推進センター企画運営委員や男女 平等推進センター登録団体と連携をし、啓 発講座等のイベントを実施する、
		③ 多文化共 生事業等の 実施	国籍、民族、文化、習慣等の異な る人々が互いを理解しあい、対等 な関係で地域において共に暮らす 多文化共生を推進します。	文化振興課	以前より多文化共生センターの認 知度の向上を検討しており、市報 やHP、名刺サイズの周知カード等 による周知を実施した。令和5年 度と令和6年度を比較すると相談 件数が増加する等認知度向上の兆 しが見られた。引き続き認知度向 上に努めていく。	【西東京市多文化共生センター】 ・月～金曜日 午前10時～午後4時まで開所（正午から午後1時を除く） ・外国籍市民の日常生活相談250件、外国籍市民支援活動先の紹介等53 件、その他の施設利用1,065件、多言語情報の提供98件、窓口通訳利用 54件、外国語通訳ボランティア事業24件、多言語通訳サービス利用40 件 外国籍市民の多言語相談に応じたり、多言語情報の収集・提供などを行 うなど、多文化共生センターは外国籍市民の相談窓口及び支援ボラン ティアの拠点として役割を果たすことができた。また、多文化共生セン ターでは、様々な言語に的確に対応するため、相談員による通訳（英 語・中国語・韓国語・スペイン語）のほか、タブレット端末を用いたテ レビ電話による多言語通訳サービス（19言語以上）による多言語対応 を実施しており、多様な言語による対応を可能にすることで、外国籍市 民の相談にも円滑に対応し、問題解決を図ることができた。出入国に伴 う手続きや就労や医療に関することなど、より専門性の高い相談につ いては、東京都や関係機関の窓口などを紹介しているほか、市の福祉丸 ごと相談窓口と連携するなどして対応することができた。 その他、日本人市民に対しても外国籍市民支援活動先の紹介等に取り組 んだことは、日本人市民の外国籍市民を尊重する意識づくりに寄与す るとともに、通訳ボランティアの活動を通じ、ボランティアを行う日本人 市民や、依頼先の外国籍市民がお互いを理解する機会に繋がり、多文化 共生の推進に寄与することができた。	A	以前より多文化共生センターの認知度の向 上を検討しており、市報やHP、名刺サイ ズの周知カード等による周知を実施した。令 和7年度を比較すると相談件数が増加する 等認知度向上の兆しが見られた。引き続き 認知度向上に努めていく。
I-5 多様な視点 による防災・ 減災の まちづくり の推進	(1) 防災 対策におけ る女性の参 画拡大	①防災会議 における女 性の参画	災害時の避難、避難施設の設置・ 運営、避難施設の備品等に女性の 意見が反映されるように、防災会 議に女性委員を増やすことに努め ます。	危機管理課	女性が参画しやすい環境づくりに 努める。	充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率 をコントロールすることは困難ではあるが、女性の意見を確保するた め、女性団体の代表を委員に任命した。	B	女性が参画しやすい環境づくりに努める。
		②防災市民 組織におけ る女性の参 画とリー ダーの育成	防災市民組織に女性の登用を促 し、女性の意見が適正に反映され るように努め、防災市民組織にお ける女性のリーダーの育成に努め ます。	危機管理課	現状把握及び女性の防災委員向け の講習会等の実施や東京都の研修 会の参加促進に努める。	既存組織の実態を把握するため、現況調査を行い役員の男女比率を確認 した。新設の場合、自主的に結成する組織であることから、女性登用に 関して関与することは難しかったが、既存の防災市民組織には、引き続 き講習会や研修会の開催（通知）により参加促進を図った。	B	現状把握及び女性の防災委員向けの講習会 等の実施や東京都の研修会の参加促進に努 める。
	(2) 多様な 視点を取り 入れた地域 防災活動 の推進	①避難施設 運営組織に おける女性 の参画	避難施設においては、妊婦や子育て 家庭を含めた女性への配慮が必要 となることから、避難施設運営 組織への女性の参画を図ります。	協働コミュニティ課	バリテのオープンスペースにおい て、啓発記事を掲示すると共に、 他機関からのチラシ等を配布す る。	バリテのオープンスペースにおいて、啓発記事を掲示すると共に、他機 関からのチラシ等を配布した。また防災関連の図書コーナーでの図書の 紹介を行った。	A	引き続きバリテでの啓発記事の掲示を行う
				危機管理課	各避難所において、妊婦や子育て 家庭への配慮など多様な視点を踏 まえ、誰もが協力して円滑に避難 所開設・運営できるようなアク ションカードを整備し、それら を使用した訓練の実施に努める。	西東京市立学校避難所運営協議会設置要綱にて市立小・中学校に設置さ れている避難所運営協議会において、女性の委員の意見を取り入れなが ら、多様な視点を踏まえたアクションカードの整備を進めた。また、ア クションカードを使用した避難所開設訓練を5校で実施した。	B	各避難所において、妊婦や子育て家庭への 配慮など多様な視点を踏まえ、誰もが協 力して円滑に避難所開設・運営できるよ うなアクションカードを整備し、それら を使用した訓練の実施に努める。
				教育企画課	引き続き、各学校及び危機管理課 等と連携の上、避難施設運営組織 における女性の参画を図りたい。	市内小・中学校及び危機管理課と連携の上、避難施設運営組織への参画 を行い、災害時の自主運営組織の構築を行っており、すべての避難運営 組織において女性の参画も図られている。引き続き女性への配慮の視点 を踏まえた避難施設運営組織の構築を図っていく。	A	引き続き、各学校及び危機管理課等と連携 の上、避難施設運営組織における女性の 参画を図りたい。
		②災害時要 援護者の支 援	要介護高齢者、障害者等の避難生 活の支援において、男女双方の視 点を踏まえます。	危機管理課	多様な視点を踏まえた支援を図る ため、関係課との連携に努める。	福祉事業者や地域コミュニティ等との情報共有を行うことにより、災害 時の市としての安否確認体制の確立、避難生活における自助共助公助の 取り組みの充実、災害時要援護者名簿等の名簿の配布を実施し、多様な 視点を踏まえた避難所生活の支援を図った。	B	多様な視点を踏まえた支援を図るため、関 係課との連携に努める。
		③多様な ニーズに配 慮した避難 物資の整備	避難生活においては、ニーズに違 いがあることから、多様な視点に 配慮して必要な避難物資を整備し ます。	危機管理課	多様な視点に配慮し、避難物資の 整備に努める。	多様なニーズに配慮しながら物資の購入を進めた。	B	多様な視点に配慮し、避難物資の整備に努 める。
II-1 経済活動に おける女性 活躍の推進	(1) 女性の 就労及び キャリア形 成支援	①就職相談 の実施と情 報の提供	ハローワーク等と連携し、就職相 談や情報提供、就労支援セミナー を実施し、女性の就労機会の拡大 を図ります。	産業振興課	再就職支援のための講習会を実施 する。	①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにお いて、就職相談・情報提供事業を実施。また、東京都や厚労省、ハロー ワーク等からの就労関係通知や情報提供について、市広報、HPに掲載 し情報提供を行った。 ②就職支援セミナー（6月・10月）、しごとフェア（就職面接会） （7月）、合同就職面接会（11月）、生涯現役セミナー（シニア） （8月）の実施。	A	再就職支援のための講習会を実施する。
		②女性の就 労準備講座 等の実施	出産や子育て等により離職した女 性のために、就労準備講座、再就 職支援講座を開催します。	協働コミュニティ課	女性活躍応援事業の講座を実施す る。	女性活躍応援事業として、3日連続講座を下記のとおり実施した。 ・私らしいライフキャリアについて考えよう ・性格分析で自己実現につながる働き方を見つけよう ・いつかのために！今からはじめる応募・面接対策 定員が20名で、参加者が8名だった。	A	女性活躍応援事業の講座を実施するととも に、講座の参加率を上げるため、周知につ いて工夫を図る。
				産業振興課	再就職支援のための講習会を実施 する。	就職支援セミナー（6月・10月）、しごとフェア（就職面接会）（7 月）、合同就職面接会（11月）、生涯現役セミナー（シニア）（8 月）の実施。	B	再就職支援のための講習会を実施する。
		③働く女性 のキャリア 形成支援	働く女性のキャリア形成に関する 情報の提供を行います。	協働コミュニティ課	東京都と連携してセミナーを開催 すると共にチラシを配布する。	東京しごとセンター多摩と共同で講座を下記のとおり開催すると共に、 各種チラシを配布した。 ・自己理解・自己PRのポイント ・わたしらしく働く！オンライン就活講座	A	東京都と連携してセミナーを開催すると共 にチラシを配布するとともに、ホームペ ージ等の情報提供を行う。
	(2) 市内 の事業所等 における女 性の活躍 の推進	①ポジティ ブ・アク ション（積 極的改善措 置）の働き かけ	市内企業や事業者に対し、ポジ ティブ・アクションの意義や効果 について情報を提供し、取組を働 きかけます。	協働コミュニティ課	バリテにおいて関連するチラシ等 を配布すると、女性活躍応援事 業を実施する。	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の理念に基づき、 女性活躍応援事業を実施した。	A	引き続き女性活躍応援事業を実施すると共 に、チラシ配布や登録団体と連携をし情報 提供を図る。
		②女性農業 者の支援	女性農業者等の意見を聞く機会を 設けることや、女性農業者への情 報提供等の支援を行います。	産業振興課	女性部との連携。援農ボラン ティアの交流の場の設定。	援農ボランティアのスキルアップの場として実施している「農のアカデ ミー」では女性の参加者が半数近く（28人中15人）いるため、活動の 中で交流を図った。	B	援農ボランティアの交流の場の設定。 JA女性部を対象とした研修会等の実施。
	(3) 女性 の起業、コ ミュニティ ビジネス等 への支援	①起業に関 する支援と 相談の実施	女性の働き方サポート推進事業を 推進するほか、商工会をはじめと する創業支援事業者等において実 施する創業スクール、セミナー及 び個別相談等への支援を行います。	産業振興課	創業融資あっせん制度の推進、 マッチング・コーディネート事業 や創業スクールの実施など、セン ター機能を充実させ、創業のため の環境整備を進める。	創業支援・経営革新相談センターについては、市報やHP及びセン ターHPによるPR活動及び個別相談を実施。 また、令和7年度に実施した講習会等（セミナー、塾、交流会等）は延 べ16会開催し、参加者165名のうち95名が女性の参加者であった。	A	創業融資あっせん制度の推進、マッチン グ・コーディネート事業や創業スクールの 実施など、センター機能を充実し、創業支 援を推進する。
		②コミュニ ティビジネ ス等に関す る情報提供	市民協働推進センターゆめこらほ 等において、市民活動・コミュニ ティビジネスに関する情報提供、 相談、講座・セミナー、交流支援 等を行います。	協働コミュニティ課	引き続き、市民協働推進センター ゆめこらほにて、市民活動の支援 を行っていく。	市民協働推進センターゆめこらほにて、ゆめこらほ市民協働フェスティ バル、NP0/パワーアップ講座、多者協働のまちづくり円卓会議、団体交 流会等の事業を実施した。 また、ホームページやSNSによる情報発信のほか、市民活動に関する相 談に対応した。	A	引き続き、市民協働推進センターゆめこら ほにて、市民活動の支援を行っていく。
II-2 政策・方針 決定過程へ の女性参画 の促進	(1) 審議 会・委員会 等への女性 の積極的登 用	①審議会等 における女 性委員登用 率の向上と 環境整備	審議会や委員会等に女性が参画し やすいように、環境整備に努め、 女性の登用に努めます。	協働コミュニティ課	引き続き審議会や委員会等におい て、女性委員の占める割合が40% 以上になるよう努めつつ、男女ど ちらかに偏らないよう、注意す る。	【男女平等参画推進委員会】 任期：令和6年7月～令和8年7月 男6人 女8人 登用率57.1% 【企画運営委員会】 任期：令和6年6月～令和8年6月 男1人 女7人 登用率87.5%	A	今年度委員の改選があるため、男女比率に ついて留意する。

体系番号				担当課	令和7年度事業目標	令和7年度事業実績	担当課評価	令和8年度事業目標
課題	施策	事業	内容					
				企画政策課	【行財政改革推進委員会】 【使用料等審議会】 会議はこれまでも平日の日中に開催してきているが、リモートによる会議を積極的に活用し、より参加しやすい環境の整備に努める。 学識委員の改選に当たっては、女性の登用にに向けた取組に努める。	【行財政改革推進委員会】 令和3年11月17日～令和5年11月16日：男8名 登用率0.0% 令和6年1月18日～令和8年1月17日：男8名 登用率0.0% 令和8年1月20日～令和10年1月19日：男7名 女1名 登用率12.5% 対面だけでなくリモートによる会議の活用も行った。 改選に当たって、市民委員として新たに女性1名を委嘱した。 【使用料等審議会】 令和4年12月20日～令和5年12月19日：男4名 女1名 登用率20.0% 令和6年1月17日～令和7年1月16日：男4名 女1名 登用率20.0% 令和7年1月28日～令和8年1月27日：男4名 女1名 登用率20.0% 令和8年4月20日～令和9年4月19日：男3名 女2名 登用率40.0% 対面だけでなくリモートによる会議の活用も行った。 改選に当たって、学識委員として新たに女性1名を登用した。	B	【行財政改革推進委員会】 【使用料等審議会】 会議はこれまでも平日の日中に開催してきているが、リモートによる会議を積極的に活用し、より参加しやすい環境の整備に努める。 学識委員の改選に当たっては、女性の登用にに向けた取組に努める。
				総務課(法規文書係)	審査会委員等の委嘱を行う場合には、女性委員の登用率を3割以上とするよう努める。 また、女性が参加しやすいように夜間の会議を控える等、環境整備に努める。	【個人情報保護・情報公開審査会】 任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで 5人（男3人、女2人） 女性登用率：40% 【個人情報保護審議会】 任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで 6人（男4人、女2人） 女性登用率：33.3% 【行政不服審査会】 任期：令和5年3月13日から令和8年3月12日まで 3人（男2人、女1人） 女性登用率33.3% いずれの会議体も女性の登用率について3割以上を維持することが出来た。 また、会議時間は、参加しやすいように業務時間内で設定した。	A	審査会委員等の委嘱を行う場合には、女性委員の登用率を3割以上とするよう努める。 また、女性が参加しやすいように夜間の会議を控える等、環境整備に努める。
				公共施設マネジメント課	登用率を考慮し、女性登用の検討を進めていきたいと考えるが、女性の不動産鑑定士が少なく、更に本市の公有財産事情に精通した鑑定士となると登用率達成には課題がある。	【財産価格審議会】 任期：令和7年8月1日～令和9年7月31日 男性3人 女性1人 登用率25%（人数には、市職員1人を含む。） 令和7年度に任期の更新があったが、当市の公有財産事情への精通等の理由もあり、構成員に変更はなかったため、女性登用率の増減はなかった。 また、本審議会の会長職は、現在女性が務めており、男女の性別で役職を任命している訳ではなく、能力で判断しているところである。	A	財産の価格等を評定するということで、その専門家である不動産鑑定士に委嘱している。本市の公有財産事情に精通した女性の不動産鑑定士となると、女性登用率40%の達成には課題があり、非常に困難な状況であるものの、女性に適任者がいれば、積極的に登用を検討する。
				契約課	欠員等が生じ改選する場合は、男女の性差に寄らず適切な人選に努める。	西東京市入札等監視委員会 任期 令和7年11月1日～令和9年10月31日 男3人、女0人 登用率0%（令和7年度の委嘱期間満了に際して全委員が留任し、改選する事由が生じなかったため）	C	欠員等が生じ改選する場合は、男女の性差に寄らず適切な人選に努める。
				危機管理課	女性が参画しやすい環境づくりに努める。	【防犯推進会議】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又は令和6年10月1日～令和8年9月30日 男 10名 女 6名 登用率37.5%【令和8年3月31日現在】 【国民保護協議会】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又は令和6年11月1日～令和8年10月31日 男 31名 女 2名 登用率6.1%【令和8年3月31日現在】 【消防委員会】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又は令和7年8月1日～令和9年7月31日 男8名 女0名 登用率0.0%【令和8年3月31日現在】 【防災会議】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又は令和6年7月1日～令和8年6月30日 男31名 女4名 登用率11.4%【令和8年3月31日現在】 充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率をコントロールすることは困難であった。	B	女性が参画しやすい環境づくりに努める。
				保険年金課	任期満了に伴う新たな委員の選任に際しては、積極的に女性の登用に努める。	【国民健康保険運営協議会】 任期：令和4年7月1日～令和7年6月30日 男11名 女4名、登用率26.7% 任期：令和7年7月1日～令和10年6月30日 男11名 女3名、登用率20.0% 国民健康保険運営協議会は任期が3年間であるため、令和7年度は任期満了に伴う推薦・一般公募を実施した。	B	次回（令和10年度）の委嘱の際には、積極的に女性の登用に努める。
				健康課	女性および男性の健康問題等が適切に検討できる会議体となるよう、また参加しやすい会議体が開催できるよう調整し実施する。	【健康づくり推進協議会】 任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日 男12名 女3名 登用率20% 市民委員には女性が登用されており、女性及び男性の健康問題等が適切に検討されている。会議に出席しやすいよう、開催の時間帯は日中とし、またオンラインでの参加も可能とする機会も設けた。	A	女性および男性の健康問題等が適切に検討できる会議体となるよう、また参加しやすい会議体が開催できるよう調整し実施する。
				地域共生課	任期の更新があるものについて、女性の登用に努める。	【民生委員推薦会】 令和6年度末時点（任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日） 男5人 女12人 登用率70.5% 令和7年度末時点（任期：令和7年12月1日～令和10年11月30日） 男5人 女12人 登用率70.5% 【保健福祉審議会】 令和6年度末時点（任期：令和5年9月1日～令和7年8月31日） 男9人 女2人 登用率18.2% 令和7年度末時点（任期：令和7年9月1日～令和9年8月31日） 男8人 女3人 登用率27.3% 【地域福祉計画策定・普及推進委員会】 令和6年度末時点（任期：令和6年5月27日～令和8年5月26日） 男7人 女5人 登用率41.7% 令和7年度末時点（任期：令和6年5月27日～令和8年5月26日） 男7人 女5人 登用率41.7% 民生委員推薦会において、任期の更新及び委員構成の変動があったが、女性登用率は70%以上を維持。 保健福祉審議会において、任期の更新及び委員構成の変動があった。女性登用率は50%に近づいた。	B	任期の更新があるものについて、女性の登用に努める。
				高齢者支援課	委員改選時は男女比に配慮する。	・地域密着型サービス等運営委員会：任期：令和7年10月10日～令和8年3月31日、男9名、女4名 登用率30.8% ・介護保険運営協議会：任期：令和6年11月12日～令和9年11月11日、男8名・女9名 登用率：52.9%	A	委員改選時は男女比に配慮する。

体系番号				担当課	令和7年度事業目標	令和7年度事業実績	担当課 評価	令和8年度事業目標
課題	施策	事業	内容					
				障害福祉課	附属機関等における女性の登用率の向上に努めます。	【西東京市地域自立支援協議会】 任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日 男：8人 女：7人 登用率：47% 【西東京市地域自立支援協議会相談支援部会】 市内相談支援事業所の代表が参加。委員登用に性別の制約は設けていない。開催日によって男女比は異なる。 【西東京市地域自立支援協議会計画策定部会】 任期：令和7年8月21日～令和9年3月31日 男：7人 女：4人 登用率：36.3% 【西東京市地域自立支援協議会権利擁護部会】 任期：令和6年8月13日～令和8年3月31日 男：6人 女：2人 登用率25% 【西東京市地域自立支援協議会就労支援部会】 任期：令和8年2月13日～令和8年3月31日 男：5人 女：6人 登用率55% 【有償ボランティア輸送運営協議会】 任期：令和7年4月1日～令和8年7月31日 男9名、女2名 登用率18.1% 【障害支援区分認定審査会】 任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日 男：8人 女：7人 登用率47%	A	附属機関等における女性の登用率の向上に努めます。
				子ども若者応援課	審議会や委員会等に女性が参画しやすいように、環境整備に努め、女性の登用に努める。	【西東京市子ども・若者審議会】 任期：令和7年8月22日～令和9年8月21日 男7名 女11名 登用率61.1% 【子どもの権利擁護委員の会議】 任期：令和7年4月1日～令和10年3月31日 男2人 女1人 女性登用率：33.3%	A	審議会や委員会等に女性が参画しやすいように、環境整備に努め、女性の登用に努める。
				児童青少年課	男女の比率については、関係機関からの推薦もあるので調整が難しいところがある。 保育付きの委員会では利用もあったので、男女問わず育児中の方も参画しやすいように、引き続き会議の開催に努める必要がある。	【令和7年度委託運営協議会】 ひばり：男2人女7人登用率78% 令和7年6月25日～令和8年3月31日 下保谷：男1人女6人登用率86% 令和7年6月26日～令和8年3月31日 四学童：男1人女11人登用率92% 令和7年6月30日～令和8年3月31日 東伏見：男2人女4人登用率67% 令和7年6月27日～令和8年3月31日	A	男女の比率については、関係機関からの推薦もあるので調整が難しいところがある。 保育付きの委員会では利用もあったので、男女問わず育児中の方も参画しやすいように、引き続き会議の開催に努める必要がある。
				文化振興課	委員の改選時には、委員会の開催時期の希望調査を行う等、男女ともに参加しやすい環境整備に今後とも努めていく。	●令和6年度文化芸術振興推進委員会 任期：R4.8.1～R6.7.31 男4名、女6名 登用率60% 任期：R6.8.1～R8.7.31 男4名、女6名 登用率60% ●令和7年度文化芸術振興推進委員会 任期：R6.8.1～R8.7.31 男5名、女5名 登用率50% 令和7年度は、委員1名が変更となり、女性委員の登用率50%を達成した。令和6年度から女性委員が1名減少しているものの半数が女性委員であり、女性の視点等の多様な意見や認識のもとで協議を進めることができ、委員会の内容の充実が図られたと考える。令和8年度に任期が満了するため、改選の際は女性委員を積極的に登用するよう努める。	A	委員の改選時には、委員会の開催時期の希望調査を行う等、男女ともに参加しやすい環境整備に今後とも努めていく。
				スポーツ振興課	【スポーツ推進委員】 定員20名に達していないことから、引き続き委員募集に努める。 【スポーツ推進審議会委員】 令和7年6月末で委員の任期が終わることから、次期委員の選定については、各団体に女性委員の推薦をお願いする。	【スポーツ推進委員】 定員20名のところ令和7年度末に19名いた推進委員のうち、5名が家庭の事情などにより退任し14名となり、女性：6名、男性：8名で女性の比率は42.9%となった。 【スポーツ推進審議会委員】 次期改選時に向けて、方針決定過程に女性が関われるよう要請した。女性：3名男性：7名で女性比率30%。	B	【スポーツ推進委員】 引き続き女性登用率向上及び定着に向けて、委員募集及び定着する環境づくりに努めていく。 【スポーツ推進審議会】 令和9年6月末で任期が終わることから、引き続き委員の選定については、女性委員の登用に努めていく。
				産業振興課	改選時の女性の登用（人事異動による変更がなければ、次回の改選は8年度となる）	【農業振興計画推進委員会】 任期：令和6年9月29日～令和8年9月28日 男11人 女1人 登用率8.3% 令和6年度改選のため7年度の実績はない。 以下、令和6年度の実績。市民公募の委員の応募が全員男性であった。学識経験者・農業団体職員・農業関係者・関係行政機関の職員の指定された役職の方に委嘱することとなっている。そのため全体での女性の登用人数が減少となった。 【農業委員会】 令和8年1月に改選があり、女性委員の増員ができるよう働きかけていたが、公募や地区推薦の結果、女性委員の登用は1名となった。 委員19名 男性18名 女性1名 登用率5.3%	B	【農業振興計画推進委員会】 令和8年9月に委員の改選を実施するため、女性委員を2人とし、登用率を10%超とする。 【農業委員会】 令和8年度は改選したが、次期改選に向けて引き続き女性農業者へ登用の働きかけを行う。
				環境政策課	本審議会委員の任期は令和8年6月までであるため、令和7年度についてはこれまでと同様となる。 なお、委員の欠員が出た場合には、男女比に配慮した登用を検討し、女性の登用率向上を目指す。	環境審議会、任期：R6.7.1～R8.6.30 男8名 女2名 登用率20% ・環境審議会について、令和6年度に委員改選があった。市民委員選考の採点段階において応募者の性別等を示さない等、性別による差別のない選考を行っている。女性の登用は、市民委員1名、事業者代表委員1名である。	A	環境審議会委員については、令和8年7月に改選を控えており、学識経験者（2名以内）、事業者代表（2名以内）、関係行政機関職員（2名以内）を依頼する。また、公募市民委員の選考を行う。依頼、選考においては男女比に配慮した登用を検討する。
				資源循環推進課	委員改選の時期であるが、女性の登用率の確保に努める（40%以上）	【廃棄物減量等推進審議会】 任期：令和7年7月1日から令和9年6月30日まで 男8名 女7名 登用率46.7%	A	女性が参加しやすい環境整備に努め、女性登用率40%が維持できるように努める。
				都市計画課	【都市計画審議会】 学識経験者にて女性の適任者がいれば積極的に登用を検討する。	【都市計画審議会】 任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日（ただし、関係行政機関の人事異動があった場合、後任は前任者の残任期） 男11人 女6人 35.2%（令和7年3月31日現在） （議員6、関係行政機関3、学識6、市民委員2） 任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日（ただし、関係行政機関の人事異動があった場合、後任は前任者の残任期） 男10人 女7人 41.2%（令和8年3月31日現在） （議員6、関係行政機関3、学識6、市民委員2）	A	【都市計画審議会】 学識経験者にて女性の適任者がいれば積極的に登用を検討する。
				交通課	市民委員の公募時、及び委員の欠員が生じた場合には委員の就任について性別による機会不均衡が無いよう努める。	公募による市民委員を除く委員について、異動に伴う各所属からの委員推薦にあたっては性別による機会不均衡が無いよう依頼時に配慮した。 市民委員については公募に対する応募時に提出される作文により委員としての適格性を判断している。 【西東京市地域公共交通会議】 任期：令和7年8月1日～令和9年7月31日 男12名 女4名 登用率25%	A	市民委員の公募時、及び委員の欠員が生じた場合には委員の就任について性別による機会不均衡が無いよう努める。
				下水道課	令和7年度下水道審議会の開催（時期未定）に向けて、女性適任者がいれば積極的に登用を検討していく。	下水道審議会 任期：R7.5.22～R9.5.21 男6名、女3名 登用率33.3%	A	令和7年度に委嘱した委員の任期は2年であることに加え、委員のうち学識経験者については、充て職及び他機関からの推薦により任命しているため、男女比率を維持することは難しい面があるが、引き続き維持に努める。
				教育企画課	審議会や委員会等を設置する際は引き続き、可能な限り女性の登用に努める。	【西東京市立保谷第一小学校建替協議会】 西東京市立保谷第一小学校建替協議会設置要綱にもとづき、保谷第一小学校の建替えの基本構想等の検討するため、令和7年度に西東京市立保谷第一小学校建替協議会を設置し、令和7年度は7回開催した。委員12名のうち女性委員は7名となっている。 任期：令和7年7月30日～令和9年3月31日 男5名 女7名 58.3%	A	審議会や委員会等を設置する際は引き続き、可能な限り女性の登用に努める。

体系番号				担当課	令和7年度事業目標	令和7年度事業実績	担当課 評価	令和8年度事業目標
課題	施策	事業	内容					
				教育指導課	審議会の委員改選等の際には、可能な範囲で男女のバランスを図っていく。任期中の学校職員の異動や退任があった際の欠員の補充の際にも男女のバランスを図ることができるよう努める。 人事異動等による就学支援委員会の委員の選出の際、固有の校長職等への委嘱のため調整は難しい面はあるが、男女比率に配慮する。審議対象人数が増加しているため、内容の調整、簡潔な進行などに努め、委員会の効率化を図り、負担の軽減を図る。	令和7年度の状況 ○就学支援委員会（小委員会（特別支援学級・学校）） 任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日　男26人　女30人　登用率53.6％ ○就学支援委員会（小委員会（特別支援教室（小）（中）・言語）） 任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日　男17人　女11人　登用率39.3％ 前年度と比較して、いずれの小委員会においても、女性委員の割合が増した。	A	人事異動等による就学支援委員会の委員の選出の際、固有の校長職等への委嘱のため調整が難しい面はあるが、男女比率に配慮する。審議対象人数が増加しているため、内容の調整、簡潔な進行などに努め、委員会の効率化を図り、負担の軽減を図る。
				学務課	審議会の委員改選等の際には、可能な範囲で男女のバランスを図っていく。任期中の学校職員の異動や退任があった際の欠員の補充の際にも男女のバランスを図ることができるよう努める。	【給食運営審議会】 任期：令和5年9月～令和7年8月 男5人　女9人　登用率64.2％ 任期：令和7年9月～令和9年8月 男3人　女13人　登用率81.2％	A	令和8年度は審議会委員の改選がないが、異動や退任があった場合は可能な範囲で男女のバランスを図る。
				地域学習推進課	【社会教育委員の会議】 WEB会議の対応等、環境整備に努めます。 【文化財保護審議会】 WEB会議の対応等、環境整備に努めます。	【社会教育委員の会議】 web会議に関しては、令和7年度は、その活用により出席の可否に影響がなかったため、設定しなかった。 【文化財保護審議会】 web会議に関しては、令和7年度は、その活用により出席の可否に影響がなかったため、設定しなかった。 任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日 令和7年7月1日～令和9年6月30日 男7名　女1名　登用率12％	B	【社会教育委員の会議】 引き続き必要に応じてweb会議による対応をとるなど環境整備に努めるとともに、女性委員の登用率をあげることも視野に、審議会に有効な人材の発掘・検討をすすめる。 【文化財保護審議会】 引き続き必要に応じてweb会議による対応をとるなど環境整備に努めるとともに、女性委員の登用率をあげることも視野に、審議会に有効な人材の発掘・検討をすすめる。
				公民館	女性委員の占める割合が40％以上になるよう、女性の登用に努める。（令和7年度改選）	公民館運営審議会第13期 任期：R7.5.1～R9.4.30 男6名、女8名　登用率　57％	A	女性委員の占める割合が40％以上になるよう、女性の登用に努める。（令和8年度改選なし）
				図書館	次期改選の際に、女性の登用に配慮する。	令和7年4月30日任期満了に伴う新たな委員の選任については、依頼及び市民公募で決める際、全9人の委員の内、4人の委員が女性となった。	B	改選の予定なし。ただし、市民公募委員を令和8年度中に募集する。
				選挙管理委員会	明るい選挙推進委員会の男女参画比率を同程度に近づけることを目標とする。	【明るい選挙推進委員会】 任期：令和4年4月～令和6年3月　男10　女21　登用率67.7％（令和5年度末現在） 任期：令和6年4月～令和8年3月　男5　女20　登用率80.0％（令和7年度末現在）	B	前回任期と比較すると全体として委員数は減少傾向にあり、中でも男性の登用率が減少した。男女比率が平均化するように、今後も男性への勧誘もより積極的に行い、さらなる人材確保を進めていく。
Ⅱ-3 ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和） の推進	（1）ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供	①啓発と情報の提供	市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催や情報提供を行います。	協働コミュニティ課	ワークライフバランスについての講座を開催する	パリティまつりでダイヤモンド☆ユカイさんにPTA会長に就任し、仕事と子育ての両立についてお話しいただく講演会を開催した。	B	パリティまつりだけでなく、他の講座でもワークライフバランスについての講座を開催する。
		②多様な働き方に関する情報の提供	市民を対象に、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。	産業振興課	ハローワークやしごとセンターと連携を図り、就労関係の情報提供を行っていく。	①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて関連するパンフレット等の配布、東京都や厚労省、ハローワーク等からの就労関係通知や情報提供について、市広報、HPに掲載し情報提供を行った。 ②就職支援セミナー（6月・10月）、しごとフェア（就職面接会）（7月）、合同就職面接会（11月）、生涯現役セミナー（シニア）（8月）の実施。	A	ハローワークやしごとセンターと連携を図り、就労関係の情報提供を行っていく。
				協働コミュニティ課	東京都と連携した事業や、男女平等推進センター事業で講座等を実施する。また、チラシや啓発誌などで情報を提供する。	東京都主催、国立市、調布市と共催で女性しごと応援キャラバン「今の自分ができること、やりたいこと」「自己理解・自己PRのポイント」と題してセミナーを開催した。 また、女性活躍応援事業の講座において、様々な働き方について情報を提供した。	A	東京都と連携した事業や、女性活躍応援事業において講座等を実施する。 また、多様な働き方について、チラシや啓発誌などで情報を提供する。
	（2）ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ	①市内事業者団体に対する情報の提供	市内事業者団体に対し、男女平等参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や意見交換を行います。	協働コミュニティ課	事業者との連携方法や情報提供について検討する。	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業についての情報をパリティのオープンスペースで掲示したが事業団体向けに周知することはできなかった。	C	ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業についての情報収集を行い、市内事業者にも情報提供する。
		②ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業について情報収集し、市内の企業・事業所、ならびに市民に向けて取組を紹介しします。	協働コミュニティ課	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業について紹介する。	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業についての情報をパリティのオープンスペースで掲示した。	B	ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業についての情報収集を行い、紹介する。
				産業振興課	ハローワークやしごとセンターと連携を図り、就労関係の情報提供を行っていく。	①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて関連するパンフレット等の配布、東京都や厚労省、ハローワーク等からの就労関係通知や情報提供について、市広報、HPに掲載し情報提供を行った。 ②就職支援セミナー（6月・10月）、しごとフェア（就職面接会）（7月）、合同就職面接会（11月）、生涯現役セミナー（シニア）（8月）の実施。	A	ハローワークやしごとセンターと連携を図り、就労関係の情報提供を行っていく。
Ⅱ-4 男性の家事・育児・介護への参画促進	（1）男性の家事・子育てへの参画促進	①男性向け家事・育児等に関する情報の提供	男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参画の促進につながるような情報を提供するとともに、学習の機会を提供します。	協働コミュニティ課	パリティ講座などの啓発事業で男親向けの講座を開催する。	パリティ講座では産後クライシスに関する講座や不登校のお子さんがある方に向けた講座、乳幼児の親御さんに向けた子育てに関する講座を開催した。パリティまつりで男親向けのAIの使い方についての講座を開催した。	A	パリティ講座などの啓発事業で男親向けの講座を開催する。
				子ども家庭課	妊娠届出時全件面接や、ファミリー学級等の機会を捉え、周知に努める。	妊娠届出時面接にてお渡しする資料の中に、男性の家事・育児参加を促す内容を取り入れた冊子を作成し、配布した。また、地域資源の情報として地域子育て支援センターで行っている活動のチラシも同封した。ファミリー学級では、男性の参加率も高く、家事・育児について具体的なイメージを持たせ、関心や興味を高める学習の機会とすることができた。	A	引き続き妊娠届出時全件面接やファミリー学級等の機会を活用して周知していくとともに、様々な母子保健活動とおとして男性の家事・育児への参加状況を把握し、情報提供の内容や方法について検討を行っていく。

体系番号				担当課	令和7年度事業目標	令和7年度事業実績	担当課 評価	令和8年度事業目標
課題	施策	事業	内容					
				公民館	・父親も参加可能な日程で子どもとその保護者を対象とした講座を開催する。 ・妻と夫が共に学ぶ講座を開催する。	子育て中の父親と子どもを対象とした講座（料理講座）や夫婦での参加もできるよう、土日開催の保育付き講座を実施した。保育付き講座に関して、男性の参加も若干見られたが、夫婦での参加や男性の参加に向けては開催日時やテーマ設定等にさらなる工夫が必要である。 ・子育て中の男性と子ども対象講座：小学生親子料理講座「子育て中の男性集まれ♪パパッと、ごちそうレシピ」全4回、申込者数20人、延べ参加人数77人、公民館主催事業に初めて参加した方、申込者20人中14人 ・子育て中の人のための講座（保育付き）：子どもの声の聴き方、伝え方のヒント（子育ての不安や負担を減らすコミュニケーション）全4回、申込者数24人、延べ参加人数55人、保育利用児童12人（延べ利用人数30人） ・子どもを取り巻く環境について考える講座（保育付き）：大人は子どもと出会えるか「子ども・若者にいろいろ聞いてみよう」全2回、申込者数19人、延べ参加人数33人、保育利用児童4人（延べ利用人数8人）	B	・父親も参加可能な日程で子どもとその保護者を対象とした講座を開催する。 ・妻と夫が共に学ぶことのできる講座を開催する。
	(2) 男性の介護への参画促進	①介護休業取得の啓発	介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課	育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法」や「パパとママが描くみらい手帳」をパリテに設置し、情報提供に努める。	育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2025（編集：東京都産業労働局）」を産業振興課の依頼により窓口を設置した。東京都生活文化局編集・発行のワーク・ライフ・バランス啓発冊子「パパとママが描くみらい手帳」、「働きながら出産・育児・介護」をパリテに設置し、情報提供に努めた。	B	育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法」や「パパとママが描くみらい手帳」をパリテに設置し、情報提供に努める。
				職員課	継続して制度周知や活用について情報提供を行う	①介護休暇取得対象の職員に対し、個別に制度の説明を実施。個人の要望にあった休暇計画を提案 ②仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化として、年度末年齢40歳の職員を対象に、両立支援制度について早期の情報提供を実施 ③新人研修の中で、介護休暇制度について説明 ④令和7年度中の介護休暇取得者数：2名（新規取得） ⑤介護のための時差勤務制度は継続しつつ、多様な働き方を実現するため、令和7年度から時差勤務制度の拡大を実施	A	継続して制度周知や活用について情報提供を行う
				高齢者支援課	介護休業についての相談窓口の周知、介護休業法の紹介等啓発に努める。	在宅介護教室の開催などを通じ、介護離職を防ぐ取り組みを行った。	A	引き続き、在宅介護教室などを通じて介護休業についての相談窓口の周知、介護休業法の紹介等啓発に努める。
		②介護講座の開催	高齢者を介護している家族等に対して、介護に必要な知識や技術の習得等を目的として講座等を開催します。	高齢者支援課	在宅介護教室の開催	市民介護講習会を令和7年10月29日・30日及び令和8年2月18日・19日に実施した（参加者22人）。また、ケアラズスクール及びケアラズセミナーを各2回ずつ実施し、それぞれの参加者は7人、23人、7人、13人であった。開催について市報、市ホームページで周知した。	A	在宅介護教室の開催
II-5 子育てへの支援	(1) 子育て支援サービスの充実	①子育てに関する相談の実施	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	子ども家庭課	妊娠届出時の全件面接を実施、相談窓口の充実を図る。出産・子育て応援アプリ「いこいこ」を活用して、幅広く情報提供を行っている。	妊娠届出時の全件面接を実施した。また実施に当たっては、LoGo フォームを用いて予約制とし、円滑な面接の実施に努めた。出産・子育て応援アプリ「いこいこ」では、子ども家庭課からの情報発信にとどまらず、他課からの依頼に基づき様々な情報発信を行った。	A	妊娠届出時の円滑な全件面接の実施に努め、適宜必要な支援を行う。
				地域共生課	既存の手段による周知広報に加え、民生委員の理解を得ることを前提に、SNS等を通じ、より多くの市民へ情報が伝わる手段について検討・実施のための取組を進める。	市報への掲載、市内掲示板、はなバスでのポスター掲示等を通じて、地域で気軽に相談できる存在として、民生委員の周知、広報を図った。SNS等を通じた広報については、まずは民生委員自身がSNSを含むPCやスマートフォンの扱いに慣れてもらうことを目的に民生委員内でデジタル委員を設け、扱いの習熟に努めてもらうこととし、会議中のWi-Fi環境の整備や操作支援などを行った。	A	既存の手段による周知広報に加え、民生委員の理解を得ることを前提に、SNS等を通じ、より多くの市民へ情報が伝わる手段について検討・実施のための取組を進める。
				子ども若者応援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談や、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、母子・父子自立支援プログラム策定員による就労相談事業を引き続き実施する。制度の周知について配慮しながら進めていきたい。	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行った。制度の周知のため養育費確保支援制度や就労支援のチラシを作成し、子ども若者応援課の窓口や関係各所に配布した。延べ相談件数786件	A	母子・父子自立支援員によるひとり親相談や、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、母子・父子自立支援プログラム策定員による就労相談事業を引き続き実施する。
				幼児教育・保育課	利用者支援事業の拠点として幼児教育・保育課窓口地域子育て推進員を配置するとともに、地域子育て支援センター・各保育園と相談業務ネットワークによる対応により相談業務の充実を図る。また、定期的に家庭的保育事業者等の地域型保育事業所や、認証保育所を訪問するなど、保育内容の指導・助言等の充実を図る。	利用者支援事業の相談業務としては、総合窓口位置付けられる幼児教育・保育課窓口、保育園における保育実践豊富な地域子育て支援推進員を配置するとともに、地域子育て支援センターでの相談・各保育園における相談など、相談の問口を広げ、ネットワークによる対応を図った。家庭的保育事業者等の地域型保育事業者や認証保育所に対して、公立保育園の園長経験者である地域巡回支援アドバイザーや地域子育て支援推進員が巡回訪問し、保育内容の指導・助言等を行った。また、地域子育て支援センターの支援コーディネーターがセンター事業のチラシや研修案内等を届ける際に、困っていることやわからないことなどがないか聴き取りを行った。	A	利用者支援事業の拠点として幼児教育・保育課窓口地域子育て推進員を配置するとともに、地域子育て支援センター・各保育園と相談業務ネットワークによる対応により相談業務の充実を図る。また、定期的に家庭的保育事業者等の地域型保育事業所や、認証保育所を訪問するなど、保育内容の指導・助言等の充実を図る。
				児童青少年課	定員超過が激しい学童クラブにおいて、学童クラブの新設に向けて関係各課と調整する。学童クラブと放課後子供教室との連携について、社会教育課（施設開放運営協議会）と調整を行う。	定員超過学童クラブ対応のため、柳沢小学校敷地内に学童クラブを整備した。放課後子ども教室について地域学習推進課と調整し、学童クラブとの連携のための調整や「遊びの教室」を実施した。	A	定員超過が激しい学童クラブにおいて、学童クラブの新設に向けて関係各課と調整する。学童クラブと放課後子供教室との連携について、地域学習推進課（施設開放運営協議会）と調整を行う。
				子ども家庭課	子ども家庭支援センターの周知や市HPを通じてショートステイの周知を拡充していく	（子ども家庭相談係）子ども家庭センターのパンフレットにて、多様なサービスの周知を図った。市のHPや市報など通じて、拡充したショートステイの周知を図った。ルビナス祭り等のイベントで周知を図るだけでなく、組織改正や事務所の移転に伴い、市報やホームページ等にて周知を図った。	A	継続して、市のホームページや市報などを通じて、子ども家庭センターの機能を周知する。
		②保育サービスの提供	誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	幼児教育・保育課	一時保育やファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの提供に努めるとともに、ニーズに応じたサービスを適切に受けられるよう、HPや窓口などで情報提供を行う。	一時保育やファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育を実施し、多様なニーズに対応できるよう努めた。また、HPでこれらを周知するとともに、幼児教育・保育課窓口や地域子育て支援センターにおいて、相談内容に応じて適切な保育サービスの案内を行った。	A	誰でも通園制度や一時保育、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの提供に努めるとともに、ニーズに応じたサービスを適切に受けられるよう、HPや窓口などで情報提供を行う。
				児童青少年課	定員超過が激しい学童クラブにおいて、学童クラブの新設に向けて関係各課と調整する。学童クラブと放課後子供教室との連携について、社会教育課（施設開放運営協議会）と調整を行う。	定員超過学童クラブ対応のため、柳沢小学校敷地内に学童クラブを整備した。放課後子ども教室について地域学習推進課と調整し、学童クラブとの連携のための調整や「遊びの教室」を実施した。	A	定員超過が激しい学童クラブにおいて、学童クラブの新設に向けて関係各課と調整する。学童クラブと放課後子供教室との連携について、地域学習推進課（施設開放運営協議会）と調整を行う。
				子ども家庭課	ショートステイ事業の周知と充実を図る	市ホームページのほか、子育てハンドブックやリーフレットなどにショートステイ事業について掲載し、周知をはかった。また、令和7年7月から新たな施設での受け入れが開始された。ショートステイ事業の利用者は令和7年度は延べ372人日であった。	A	ショートステイ事業の周知と充実を図る
		③子育て家庭に対する経済的な支援	子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策を実施します。	幼児教育・保育課	幼児教育無償化による施設等利用給付費の支給に加え、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金や認可外保育施設入所児童保護者助成金の交付を行う。低所得世帯及び多子世帯に、給食費の補助を行う。	幼稚園や認可外保育施設に通う子どもの世帯を支援するため、幼児教育無償化による施設等利用給付費の支給に加え、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金、認可外保育施設入所児童保護者助成金を交付することで幼稚園や認可外保育施設の保育料に対して補助を行った。また低所得世帯及び多子世帯を対象に、実費徴収補足給付として給食費に対する補助金を交付した。認可保育施設については、令和7年9月より保育料無償化（免除）制度の拡充により、0～2歳児までの第一子を含めての利用者負担（保育料）の無償化を行った。	A	幼児教育無償化による施設等利用給付費の支給に加え、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金や認可外保育施設入所児童保護者助成金の交付を行う。低所得世帯及び多子世帯に、給食費の補助を行う。認可保育施設での0～2歳児の利用者負担（保育料）の無償化を継続して行う。
				学務課	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者を対象とした就学援助費の支給を行う。	学校等の関係機関と連携を図りながら、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者へ丁寧な案内と周知を図り、適切に支給事務を実施した。申請者の利便性を考慮し、当初の申請受付期間を1か月拡大した。小・中学校入学前に支給する新入学準備金では、オンラインでの申請受付を行った。	A	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者を対象とした就学援助費の支給を行う。オンライン申請の受付を開始する。

体系番号				担当課	令和7年度事業目標	令和7年度事業実績	担当課 評価	令和8年度事業目標
課題	施策	事業	内容					
	(2) 地域での子育て支援の促進	①地域で子育てを支え合う保育サービスの提供	身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センター整備・充実を図ります。	幼児教育・保育課	一時保育を継続して実施するとともに、ファミリー・サポート・センター事業の委託先と連携し、事業の充実を図る。	市内9園で一時保育を、市内5園で0歳一時保育を実施した。ファミリー・サポート・センター事業については、保育所・幼稚園の迎え、帰宅後の預かり、学童の放課後の預かり等を行いつつ、さらなる支援の充実のため、サポート会員確保に向けた取り組みを行った。	A	一時保育を継続して実施するとともに、ファミリー・サポート・センター事業の委託先と連携し、事業の充実を図る。
		②子育てサークルの育成と支援	地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者同士の情報交換の支援等を行います。	児童青少年課	情報提供方法を拡充する。	児童館主催の幼児向けイベントでは、イベントに参加する幼児以外の子どもを連れて参加できる講座を小規模ではあるが開催し、参加者の情報交換の支援を行った。「こそだてフェスタ」では、17の団体がブースを出店し情報の発信提供の場となった。	A	情報提供方法を拡充する。
				子ども家庭課	子育てサークルに関する情報提供を行う	子育てひろばにおいて、サークル団体紹介のコーナーを設置。案内チラシの配架やポスターの掲出などでサークルの情報提供を実施。	A	子育てサークルに関する情報提供を行う
				公民館	・育児期の女性が参加できる保育付き講座を開催する。 ・参加者の関係形成に配慮しながら、保育付き講座を運営する。 ・学習支援保育や公民館市民企画事業等の制度により、子育てサークルの活動を支援する。 ・保育室運営会議の開催等により、子育てサークルの交流を図る。	・子育てに限らず、様々なテーマで保育付き講座を実施した。子育て世代に学習機会を提供するとともに、参加者の関係形成に配慮した講座運営を行い、自主サークル化を支援した。2つの講座からは、講座終了後、自主サークルが発足、また、自主サークル化しなかった講座においても、参加者が既存の子育てサークルに加入するなど、新たな交流が生まれた。 ・自主サークル8団体を対象に学習支援保育を実施し、サークル活動を支援した。 ・保育室を設置する館で保育室運営会議を5～11回開催し、子育て世代が情報交換する機会を提供するとともに、自主サークル同士の関係形成を図った。	B	・育児期の女性が参加できる保育付き講座を開催する。 ・参加者の関係形成に配慮しながら、保育付き講座を運営する。 ・学習支援保育や公民館市民企画事業等の制度により、子育てサークルの活動を支援する。 ・保育室運営会議の開催等により、子育てサークルの交流を図る。
Ⅱ-6 介護への支援	(1) 地域での支え合いのしくみづくり	①地域での福祉に関する相談と情報の提供	介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りを含め、相談体制の充実を図ります。	地域共生課	引き続き、民生委員による協議会の事務局業務を担うことにより、分野別部会による民生委員の自主研鑽への支援のほか、東京都、東京都社会福祉協議会などの研修機会を活用した研鑽の支援を行う。	民生委員による協議会の事務局業務を担うことにより、民生委員が、行政と地域をつなぐパイプ役となれるよう、毎月の定例会議の場などで、行政サービスなどの情報の積極的な提供に努めた。また、分野別部会による民生委員の自主研鑽への支援のほか、東京都、東京都社会福祉協議会などの研修機会を活用した研鑽の支援を行った。	A	引き続き、民生委員による協議会の事務局業務を担うことにより、分野別部会による民生委員の自主研鑽への支援のほか、東京都、東京都社会福祉協議会などの研修機会を活用した研鑽の支援を行う。
				高齢者支援課	引き続き、連携の継続と強化に努める。 地域包括支援センターの負担軽減や市の後方支援の体制強化を行う。	・各センターで地域ケア会議を開催した。地域課題について関係者と協議し、ネットワークの強化に取り組んだ。 ・地域サポート「りんく」と連携し、多様な地域資源の把握・活用に努めた。 ・地域包括支援センターの体制については、年2回開催される運営協議会を通じ、実績の分析、自己評価等のあり方の検討を行っている。地域包括支援センターの負担軽減を図りながら、相談体制については充実を図ることとする。	A	引き続き、連携の継続と強化に努める。 地域包括支援センターの負担軽減や市の後方支援の体制強化を行う。
				障害福祉課	・市報、HP、障害者のしおりを活用した制度周知を図る。 ・障害福祉課、基幹相談支援センター、地域活動支援センター、相談支援事業所が連携し、必要な相談支援を実施する。	障害者のしおりにについては、記載内容・レイアウトを見直し、分かりやすいものにした。 市報やHPにおいて、制度やイベント周知を行った。 X(旧Twitter)やLINE等のSNSを積極的に活用し、さらなる周知を行った。 地域生活支援拠点等事業を基幹相談支援センター、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業所等の連携体制のもとに実施した。重層的相談支援体制整備会議に参加し、地域包括支援センター他関係機関とケース検討をする中で、障害福祉サービスの情報提供を行った。	A	・市報、HP、障害者のしおりを活用した制度周知を図る。 ・障害福祉課、基幹相談支援センター、地域活動支援センター、相談支援事業所等が連携し、必要な相談支援を実施する。
		②地域で支え合う体制の充実	ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等的高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、見守り活動等地域で支え合う体制の充実を図ります。	地域共生課	引き続き民生委員、ほっとネット推進員ともに人材の発掘が必要である。	民生委員については、令和7年12月の改選に伴い、令和7年12月1日時点で125名となった。民生委員や関係機関等の協力を得ながら、民生委員の担い手発掘に努め、令和8年3月31日時点で123名となった。引き続き民生委員の担い手発掘に努める。また、相談対応能力の向上に向けて、民生委員相互の情報交換の機会を設けることで、スキルアップに取り組んでいる。 ほっとネット推進員は、令和7年度末で452人となり、対前年比10人増となった。地域問題の解決には、ほっとネット推進員の協力及び連携が不可欠であるため、養成研修及び出前講座を実施し、ほっとネット推進員の確保に努めた。	A	引き続き民生委員、ほっとネット推進員ともに人材の発掘が必要である。
	(2) 家族介護者への支援	①家族介護者への情報の提供	家族介護者の負担を軽減するために、介護講習会の開催や、家族会・介護者のつどいの支援、高齢者等の被介護者虐待防止のための意識啓発等を行います。	高齢者支援課	引き続き、家族介護者を対象に同じ立場の方向士で話し合う場を開催する。	高齢者の方の介護を担っている家族を対象に「息子介護者の会」「娘介護者の会」を年4回開催し、介護の悩み等と同じ立場の方向士で話し合う場を設けた。	A	一人でも多くの高齢者に見守りの目が行き届くよう、ささえあいネットワークの充実やその活用について、引き続き検討する。
				障害福祉課	・ベアレントメンター事業を活用して発達障害のある子を持つ親の負担軽減を図る。 ・関係各部署が連携し、虐待防止に努める。	ベアレントメンター事業を通じて、発達障害のある子の親同士が交流や相談を行い、メンターから情報提供や助言等を受ける場を年3回開催した。 高齢者支援課・子ども家庭課とともに、3虐待防止キャンペーンを11月に実施した。市報等で虐待の相談窓口を周知し、街頭では啓発品の配布を行った。	A	・ベアレントメンター事業を活用して発達障害のある子を持つ親の負担軽減を図る。 ・関係各部署が連携し、虐待防止に努める。
		②専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援	家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門職による相談事業や家族介護者の会を実施するほか、支援者となる関係機関の連携を強化します。	高齢者支援課	引き続き、虐待防止キャンペーンの実施をとおして意識啓発等を行う。なお、日常的な普及啓発活動は、関係機関や各種事業の機会を活用しながら行う。	例年実施している子ども家庭支援センター、障害福祉課、田無警察と連携して11月に市報掲載及び街頭にて啓発品の配布を行った。 また日常の業務において、啓発を伴うチラシ、パンフレットの配布及び商業施設での動画の配信を行い周知啓発を行った。	A	引き続き、虐待防止キャンペーンの実施をとおして意識啓発等を行う。なお、日常的な普及啓発活動は、関係機関や各種事業の機会を活用しながら行う。
Ⅲ-1 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	(1) 暴力の未然防止と早期発見	①様々な媒体による啓発	DVの未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、市HP、SNS、パンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課	暴力の防止に向けて情報提供を実施する。	中学校、関係各課にDV冊子を配布し啓発をはかった。HPを適宜更新した。	B	デートDV冊子を改訂し、より理解しやすい内容で啓発を行っていく。HP等を活用し、若い世代にも情報が届くよう努める
		②自立支援の実施	DV被害者等の自立を支援するため、講座等を実施します。	協働コミュニティ課	暴力の防止に向けて情報提供、講座を実施する。	職員向けにDV講座を実施し、DVの基礎知識や被害者、加害者への対応についての学習機会の提供を行った。 女性に対する暴力をなくす運動期間講演会で男性のDV被害に関する講座を開催した。	A	暴力の防止に向けて情報提供、講座を実施する。
		③早期発見に向けた市民・関係機関との連携	DVの早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の関係機関との連携を進めます。	協働コミュニティ課	暴力の早期発見、対応に向け引き続き庁内相談窓口・警察との連携を進める。 支援調整会議を活用し、庁内各課との連携を進めるとともに、女性支援新法における困難を抱える女性の支援について周知に努める	令和6年施行の女性支援新法の支援調整会議、配偶者暴力被害者支援担当会議を2回開催し、関係機関、関係各課との連携をはかるとともに、日常の業務において関係機関との連絡を図った。	A	DVの早期発見・早期支援に向けて、関係機関と支援についての理解を深められるよう日常支援の場等様々な機会を通して連携を進めます。
	(2) 相談体制の充実	①一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、ひとり親相談等、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語による相談対応を実施します。	協働コミュニティ課	相談者の個別状況に応じた相談の充実を図り、関係部署と連携し対応する。	関係部署と連携しながら、相談者のニーズや状況に応じて相談を実施した。相談者の同意のもと、関係部署との情報共有を行い、適切な対応ができる体制を整えた。外国語対応は、担当相談員が対応し、相談を継続した。	A	困難を抱える女性への支援の視点を、関係部署に理解を得られるように情報提供を行うとともに、市民一人ひとりの状況に応じた支援を継続する。 日本語を母語としない相談者について、関係機関やツールを活用して支援を行う
				生活福祉課	相談者の状況に応じて、所内での相談の他、訪問、電話、メール等による相談に対応する。外国人の相談に対してはアプリ等を活用し対応する。	所内面接のほか、要介護状態や病状により来所困難な場合は施設、病院、自宅等への訪問による相談も行った。また電話やメールによる相談への対応も行い、面接相談への案内や他の相談窓口の紹介等を行った。また、例えば男性に対し抵抗感のある女性の相談者に対しては女性職員が対応するなどの配慮を行った。外国語による相談については職員による対応のほか、タブレットを活用した通訳を介した相談や、翻訳アプリなども活用しながら意思疎通を図った。	A	相談者の状況に応じて、所内での相談の他、訪問、電話、メール等による相談に対応する。外国人の相談に対してはアプリ等を活用し対応する。
				子ども若者応援課	一人ひとりの状況に応じたひとり親相談を実施する。	一人ひとりの状況に応じたひとり親相談を実施し、必要に応じて関係各所に連携を図った。	A	一人ひとりの状況に応じたひとり親相談を実施する。個人情報に注意しつつ、関係各所との連携にも対応していく。

体系番号				担当課	令和7年度事業目標	令和7年度事業実績	担当課 評価	令和8年度事業目標
課題	施策	事業	内容					
				子ども家庭課	子ども家庭相談を継続して実施する	(子ども家庭相談係) 育児に悩む父親や母親からの相談を受け、対応を行った。 令和7年度の新規相談件数のうち育成相談は82件であった。 相談内容に応じて、子ども家庭課子ども家庭相談係で行っている心理相談や適切な窓口に促した。 外国人の方からの相談対応も実施した。	A	子ども家庭相談を継続して実施する。
		②相談窓口の周知と情報の提供	様々な相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課	女性相談カード、デートDV相談カード等の配架、配布。HPやSNS、市報等で、相談窓口の情報提供を行う。	女性相談カード、デートDVパンフレット等の配架、配布を実施、市報、若者の性暴力予防月間や年末年始等適宜、HPの更新等を実施した。	B	女性相談カード、デートDV相談カード等の配架、配布を継続するとともに、HP、市報等の掲載方法を工夫し、相談窓口の情報提供を行う。
		③男性相談のあり方の検討	男性が抱える問題等についての相談事業のあり方について検討します。	協働コミュニティ課	男性相談について引き続き情報収集を行うとともに、相談できる場所の情報収集を実施する。	都、他区市の男性相談実施状況について情報収集を実施した。男性からの相談については、相談支援先の情報提供を行った	B	男性相談については、他市区の情報収集も行いながら、相談先・支援について検討を行う
	(3)被害者の安全の確保と支援	①被害者家族への支援	DV被害者やその子どもの安全を確保するため、一時避難できる場所の提供等を行います。	協働コミュニティ課	DV被害にあった女性とその子どもの安全を図るため、相談を充実するとともに緊急一時保護の実施や宿泊費の助成を行う	被害者、同伴児の安全確保のため、母子の状況を丁寧に聞き取り、当事者の意思を尊重しつつ避難や自立に向けた支援を実施した。	A	DV被害にあった女性とその子どもの安全を図るため、相談者に丁寧に寄り添い支援を行うとともに、必要に応じ緊急一時保護の実施や宿泊費の助成を行う
		②関係部署間の連携による支援と情報の提供	DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、関係部署間で連携を図り、被害者や子どもの心のケアへの支援や保育・就学等、必要な行政サービスを利用できるよう支援と情報の提供を行います。	協働コミュニティ課	DV被害にあった女性の生活再建と子育て支援が行えるよう支援体制を整備する。子どもの保育・就学について速やかに再開できるように関係機関や自治体間での支援を進める。	DV被害者に寄り添い支援しつつ、生活再建のために必要な相談、支援を実施した。子どもへの支援が途切れないよう関係機関と連携し、避難先自治体との連携を図り、安心して移行できるよう調整した。	A	DV被害にあった女性の生活並びに子育て支援体制について関係機関と連携を密にする。自治体を超えて生活を再建する女性とその家庭について、支援が途切れないように丁寧に伝えていく。
				子ども家庭課	DV被害者の生活・子育て等について、各課との連携も図りながら、必要な情報を周知していく。	子ども家庭課(子ども家庭相談係) DV被害者からの子育て相談に対し、ショートステイや子育てひろば等を案内を行った。 関係部署間の情報共有及びケース対応を通じて、支援体制の充実を図った。	A	DV被害者の生活・子育て等について、各課との連携も図りながら、必要な情報を周知していく。
				生活福祉課	DV担当部署と連携し、活用できる制度の説明を行い、安心して生活できる環境となるよう、支援を行う。	関係機関と連携し、DV被害者であることに配慮しながら、必要な支援を行った。DV被害者が転入される場合は、事前に転入元の自治体に対し、DV担当部署間での連携を依頼するなどの対応を行うとともに、転入者に対しても相談先の紹介等の情報提供を行った。 また、支援措置対象者に対し、医療扶助のマイナンバー連携に伴うリスク及びリスク回避についての説明を行った。	A	DV担当部署と連携し、活用できる制度の説明を行い、安心して生活できる環境となるよう、支援を行う。
				子ども若者応援課	DV被害者で子育て中の相談者についてDVの事情に配慮し必要に応じて関係各所と連携しながら、自立に向けての相談、支援にあたる。	DV被害者で子育て中の相談者についてDVの事情に配慮し、必要に応じて関係各所と連携しながら、自立に向けての相談、支援にあたった。	A	DV被害者で子育て中の相談者についてDVの事情に配慮し、必要に応じて関係各所と連携しながら、自立に向けての相談、支援にあたる。
				学務課	適切に手続や相談に対応できるように共通認識を持ち、関係機関と連携を図りながら取り組む。	状況に応じて関係機関と適切な調整を行いながら、保護者等の対応をし、事務処理を行った。	A	適切に手続や相談に対応できるように共通認識を持ち、関係機関と連携を図りながら取り組む。
				(4)体制整備に向けた取組の強化	①職員研修の実施	庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課	庁内相談支援部署・窓口対応職員に対して研修・啓発を行う。
	②関係機関との連携の強化	DV被害者が抱えている様々な問題の解決に向けて、配偶者暴力被害者等支援担当者連絡会議を通じ、関係機関との連携を強化します。	協働コミュニティ課		困難女性支援調整会議及び配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を開催し連携を図る。	女性新法の支援調整会議と配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を合同で開催、ケース会議等の会議ほか、相談者に応じて必要なタイミングで連携を行った。	A	支援調整会議（代表者会、実務者会議）を有効に活用して女性支援についての情報提供を行うとともに、連携力の強化が図れるよう、会議の内容等の充実を図る
			市民課		情報共有中の支援対象者ファイルを活用機会を増やすとともに、各課の独自システムとの自動連携に向けさらに協議を進めて行きたい。 また、引き続き庁内外のDV被害等に関する研修会に積極的に参加し、被害の実態等について理解を深めつつ、現状に沿った対応に努めて行きたい。	住民記録システムを参照している各課との連携や戸籍システムの情報連携を図ることにより、市民課での支援措置の手続きが、市全体の一元的な住所情報等の保護となっている。 具体的には、関係各課が参照できる支援対象者ファイルを活用し、データ更新があった際は、更新通知を各課に行うことで支援対象者の住所情報等の取り扱いについて注意を促し、情報を共有する体制を構築している。	A	情報共有中の支援対象者ファイルを活用機会を増やすとともに、各課の独自システムとの自動連携に向けさらに協議を進めて行きたい。 また、引き続き庁内外のDV被害等に関する研修会に積極的に参加し、被害の実態等について理解を深めつつ、現状に沿った対応に努めて行きたい。
			保険年金課		担当者連絡会議に出席し、関係機関と連携を図る。	連絡会議に出席するとともに、市民課等と連携し、各種手続きや書類送付の際には配慮するなど必要な支援を実施している。	A	担当者連絡会議に出席し、関係機関と連携を図る。
			子ども家庭課		関係機関との連携を図る	(子ども家庭相談係) 配偶者暴力被害者等支援担当者連絡会議を通じて、それぞれの関係機関の役割を共有し、連携を強化しました。	A	関係機関との連携を図る
			健康課		連絡会に参加する。専門家との連携については、連絡会等の機会に協議・検討を目指す。	令和7年度においてDV被害者の相談実績はないが、配偶者暴力被害者支援担当者連絡会へ参加し、情報共有に努めた。	A	連絡会を通じて、DV被害者の相談に関する情報共有や連携強化を図る。
			生活福祉課		連絡会議に参加し、情報共有や連携の確認を行う。	開催された連絡会議に出席し、関係各課や警察等関係機関と情報交換や連携の確認を行った。	A	連絡会議に参加し、情報共有や連携の確認を行う。
			高齢者支援課		引き続き、ケースに応じて関係者の共有の場を設け、連携を図る。	日頃から地域包括支援センターで把握した虐待ケースの報告を受け、常に検討を行うとともに定期的なモニタリング会議等で共有を行い、連携を図っている。	A	引き続き、ケースに応じて関係者の共有の場を設け、連携を図る。
			障害福祉課		虐待防止の観点から支援に必要な関係機関、専門家との連携を図る。	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、利用できる障害福祉サービスの情報提供を行い、関係機関と連携を図った。	A	虐待防止の観点から支援に必要な関係機関等との連携を図る。
			子ども若者応援課		DV被害者で子育て中の相談者が抱えている様々な問題の解決に向けて、必要に応じて関係各所と連携する。	DV被害者で子育て中の相談者が抱えている様々な問題の解決に向けて、配偶者暴力被害者等支援担当者連絡会議などを通じ、連携の強化に努めた。	A	DV被害者で子育て中の相談者が抱えている様々な問題の解決に向けて、必要に応じて関係各所と連携する。
	幼児教育・保育課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加するとともに、支援に必要な関係機関、専門部署との連携を図る。	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議により、関係機関等との連携を図った。	A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加するとともに、支援に必要な関係機関、専門部署との連携を図る。			
	学務課	適切に手続や相談に対応できるように共通認識を持ち、関係機関と連携を図りながら取り組む。	状況に応じて関係機関と適切な調整を行いながら、保護者等の対応をし、事務処理を行った。	A	適切に手続や相談に対応できるように共通認識を持ち、関係機関と連携を図りながら取り組む。			
		③相談員の資質向上	相談員の資質向上のための研修や専門家を講師とした学習会等を実施します。	協働コミュニティ課	相談員の資質向上及び女性新法等新たな施策などを学ぶ機会として研修会を実施する。	5回開催し、専門家より事例についてスーパーバイズ及び学習の機会を設けた。	A	DV被害者から困難を抱える女性に対象が広がる中で、日常支援における支援のポイントや視点についてスキルアップを目指す。
Ⅲ-2 あらゆる暴力の防止 (セクシュアル・ハラスメント)	(1)暴力の防止に向けた意識啓発	①情報提供と学習機会の提供	あらゆる暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報提供する他、講座等の学習機会を提供します。	協働コミュニティ課	暴力の防止、困難を抱える女性支援について情報提供し、講座を実施する。	女性相談カード、デートDVパンフレット等の配架、配布を実施、市報、若者の性暴力予防月間や年末年始等適宜、HPの更新等を実施した。	B	女性相談カード、デートDV相談カード等の配架、配布を継続するとともに、HP、市報等の掲載方法を工夫し、相談窓口の情報提供を行う。

体系番号				担当課	令和7年度事業目標	令和7年度事業実績	担当課 評価	令和8年度事業目標
課題	施策	事業	内容					
ストーカー、性暴力等)		②市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課	窓口で啓発物を配架するなど、周知啓発に努める。	バリテ窓口にて、産業振興課が発行（東京都が編集）するセクシャルハラスメントが記載されている「ポケット労働法」等を配布するなど、周知に努めた。	A	窓口で啓発物を配架するなど、周知啓発に努める。
		③市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、あらゆる暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課	市職員に向けて暴力防止及び困難を抱える女性支援について情報提供を行う。	職員向け研修を実施した。法改正に伴い、支援の対象が「困難を抱える女性」に広がっていることについての周知を行行関係機関の連携を依頼した。 新規採用職員向けの研修も実施した。	A	個々の担当職員だけではなく、組織として部署間での連携が図れるよう、会議や日常業務等機会を生かして情報提供に努める
				職員課	継続して職員への十分な理解促進を図る	4月、7月、1月（8月・10月採用含む）に新規採用職員を対象に庁内における男女共同参画研修を実施した。	A	継続して職員への十分な理解促進を図る
				教育指導課	引き続き「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する服務事故防止研修等を計画的に実施する。	「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する服務事故防止研修等を計画的に実施した。	A	引き続き「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する服務事故防止研修等を計画的に実施する。
	(2) 暴力の被害者に対する支援	①相談の実施	教育相談、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の相談等において様々な暴力の事実が発覚したときは、関係機関と連携し、被害者の支援に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等と連携し必要な支援を行います。	教育支援課	教育相談、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の相談等において様々な暴力の事実が発覚したときは、関係機関と連携し、被害者の支援に努める。 また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等と連携し必要な支援を行っていく。 令和7年度は、会計年度任用職員のスクールソーシャルワーカーの体制を強化し、学校だけでは解決することが難しいケースに福祉的支援や関係機関との連携などを行っていく。	学校ではスクールカウンセラー等が児童・生徒や保護者からの相談で、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害を認知した場合、相談者の同意を得て、速やかに子ども家庭課に連絡を行い、緊急時等には警察にも連絡することを相談者に伝えた。 教育相談センターでの相談の中で被害を認知した場合も、学校で認知した時と同様に、子ども家庭課と連携を図り対応するよう職員に指導を行った。 また、市内公立小中学校にスクールソーシャルワーカーを週1回定期的に派遣するとともに、学校からの要請により随時派遣を行い、学校内で解決できない困りごとなどの相談や配慮が必要な児童・生徒の行動観察、校内会議への出席、家庭訪問など学校と連携を図り児童・生徒や保護者の支援を行った。 バリテより、男女平等に関する情報誌等が届いたら、課内にて相談員やスクールソーシャルワーカーへ回覧し情報共有を行った。	A	教育相談、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の相談等において様々な暴力の事実が発覚したときは、関係機関と連携し、被害者の支援に努める。 また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等と連携し必要な支援を行っていく。 令和8年度は、会計年度任用職員のスクールソーシャルワーカーの体制をさらに強化し、学校だけでは解決することが難しいケースに福祉的支援や関係機関との連携などを行っていく。
		②女性相談の実施	女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心からだ、DV等の問題についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課	バリテ、田無庁舎で女性相談を実施するとともに、電話による相談も継続する。	バリテ、田無庁舎相談室において女性相談を実施した。来所が難しい、時間の制約などがある方には電話相談の利用を進め、相談が実施できるように努めた。女性相談において相談があった場合に、状況に応じた専門機関や相談窓口の案内、つなぎに努めた。受付については、専用フォームによる申し込みと回答により迅速にいつでも申し込める体制を整えた。	A	バリテ・田無庁舎・電話相談等、相談者が相談しやすい方法を選択できるように努め、早期から相談につながりやすい体制を整える。
Ⅲ-3 生涯にわたる健康支援	(1) からだと性に関する正確な情報の提供	①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自己共に尊重できることを目標に、性教育を実施します。	教育指導課	引き続き、学習指導要領に基づき、幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につける等、性に関する指導が実施できるよう指導・助言を行う。	学習指導要領に基づき、幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につける等、性に関する指導が実施できるよう指導・助言を行った。	A	引き続き、学習指導要領に基づき、幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につける等、性に関する指導が実施できるよう指導・助言を行う。
		②性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、誰もが正しい知識を持って安心して妊娠・出産を迎えられるよう、情報の提供に努めます。	子ども家庭課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を持って相談支援を行う。	不妊・不育に関する制度や相談先についてホームページにて情報提供を行った。	B	不妊・不育に関する制度や相談先について、引き続き情報提供を行う。
		(2) 性差に応じた健康支援	①女性・男性特有の病気に対する予防と検査の実施	健康課	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を持って相談支援を行う。	講演会等を通じて女性特有の疾患に関する情報提供や啓発等を実施したが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ及びプレコンセプションケアの視点に基づいた取組は実施できていない。	C	プレコンセプションケアの視点に基づいた取組を通じて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについても取組を検討する。
				健康課	各種がん検診事業等を通じて、予防に関する普及啓発を実施する。 また、女性の健康相談や講演会を実施し、女性特有の疾患に関する情報提供に努める。	各種がんや検診についての情報を市報や市ホームページ、SNS等に掲載し、検診受診による予防の啓発に努めた。また、がん検診について、特定の年代の方へ個別に受診勧奨通知を発送し、情報提供を行うほか、受診票等の送付時等にも情報提供を実施した。 産婦人科医による女性の健康に関する講演会や、女性の健康に関する出張相談可を実施した。梅毒の注意喚起等、適時、性感染症等に関する情報提供も行った。	A	各種がん検診事業等を通じて、予防に関する普及啓発を実施し、医師会と連携して各種がん検診の精度管理を行い、検診の充実を図る。また、女性の健康相談や講演会を実施し、女性特有の疾患に関する情報提供に努める。
Ⅲ-4 様々な困難を抱える女性への支援	(1) ひとり親等や生活困窮者等への支援	①生活に関する相談の実施	ひとり親等や経済的困窮に対する相談や支援に取り組みます。	地域共生課	生活サポート相談窓口において、ひとり親も含む生活困窮者からの相談支援に取り組む。	生活サポート相談窓口については、令和7年度の相談受付件数が980件（うち女性相談者は約51%）となった。相談者が安定した生活が送れるよう、関係機関と連携して自立に向けた支援を実施した。	A	生活サポート相談窓口において、ひとり親も含む生活困窮者からの相談支援に取り組む。
		②ハローワーク等との連携による就業支援	ハローワーク等と連携し、ひとり親家庭の就業機会の拡大を図りまの連携による就業に向けた情報の周知を図ります。	子ども若者応援課	借りるものである意識、返せる人が利用できる制度であることを伝え、特に子どものための貸付では将来の自立に結びつく大事なものであることを伝えながら、制度の紹介をしていく。 都の要綱改正を踏まえ、速やかに体制を整えることでホームヘルプサービスの利用者増に対応する。	学費に関する貸付の場合は、面談の場で対象児童に対しても、なぜその学校に行きたいのか、その学校を卒業できそうか、卒業後はどのように考えているかをしっかりとヒアリングし、貸すものであることと、親子で協力して返すものであることを伝えた。 【母子及び父子・女性福祉資金貸付】 貸付件数 母子：41件、父子：3件、女性：0件 【ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業】 派遣状況 8世帯（派遣回数 延べ563回）	A	わかりやすい内容になるように利用案内を見直す。
				子ども若者応援課	アフターフォロー希望者へ向け、就労決定半年経過後に手紙によるフォローアップを行い、就職率の向上、職場定着等を図る。 「ひとり親家庭の方への支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当の現況届提出時に配布し、周知に努める。	相談者個々の状況やニーズに合ったきめ細かい自立・就業支援を行った。 アフターフォロー希望者へ向け、就労決定半年経過後に手紙によるフォローアップを行い、就職率の向上、職場定着等を図った。 【就業支援申込】 36件 【就職者数】 17件 【プログラム策定件数】 25件 【アフターフォロー】 25件 【高等職業訓練促進給付金】 11件 【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 4件	A	アフターフォロー希望者へ向け、就労決定半年経過後に手紙によるフォローアップを行い、就職率の向上、職場定着等を図る。 「ひとり親家庭の方への支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当の現況届提出時に配布し、周知に努める。
	(2) 困難を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備	①女性相談の実施（再掲）	女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心からだ、DV等の問題についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課	バリテ、田無庁舎で女性相談を実施するとともに、電話による相談も継続する。	バリテ、田無庁舎相談室において女性相談を実施した。来所が難しい、時間の制約などがある方には電話相談の利用を進め、相談が実施できるように努めた。女性相談において相談があった場合に、状況に応じた専門機関や相談窓口の案内、つなぎに努めた。受付については、専用フォームによる申し込みと回答により迅速にいつでも申し込める体制を整えた。	A	バリテ・田無庁舎・電話相談等、相談者が相談しやすい方法を選択できるように努め、早期から相談につながりやすい体制を整える。
		②各種関連機関との連携の実施	困難女性支援調整会議を通じ、支援に必要な関係機関、民間団体との連携を図り、支援対象者の意思を尊重した相談、支援体制を整えます。	協働コミュニティ課	困難女性支援調整会議・配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を通じ、支援に必要な関係機関、民間団体との連携を図り、支援対象者の意思を尊重した相談、支援体制を整える。	令和6年施行の女性支援新法の支援調整会議と配偶者暴力被害者支援担当者会議を合わせ2回開催し、関係機関、関係各課との連携をはかるとともに、日常の業務において関係機関との連絡を図った。	A	DVの早期発見・早期支援に向けて、関係機関と支援についての理解を深められるよう日常支援の場等様々は機会を通して連携を進めます。
				市民課	市民課における人事異動等による担当者変更等のなかで、困難女性支援調整会議等への参加を通じて関連する支援団体の状況や活動内容を把握し、広い視野のなかで市民課における支援事業を推進する。	困難女性の調整会議については出席できなかったが関係部署との連携・情報共有を行った。	A	市民課における人事異動等による担当者変更等のなかで、困難女性支援調整会議等への参加を通じて関連する支援団体の状況や活動内容を把握し、広い視野のなかで市民課における支援事業を推進する。
				保険年金課	調整会議に出席し、関係機関と連携を図る。	調整会議に出席するとともに、市民課等と連携し、各種手続きや書類送付の際には配慮するなど必要な支援を実施している。	A	調整会議に出席し、関係機関と連携を図る。

体系番号				担当課	令和7年度事業目標	令和7年度事業実績	担当課 評価	令和8年度事業目標
課題	施策	事業	内容					
				健康課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会及び困難女性支援調整会議を通じ、支援に必要な連携、支援体制の構築に努める。	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会を通じて、支援に必要な連携及び情報共有に努めた。	A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会及び困難女性支援調整会議を通じ、支援に必要な連携、支援体制の構築に努める。
				生活福祉課	調整会議に参加し、関係機関等と連携を図り、相談、支援体制の整備に寄与する。	開催された支援調整会議、担当者会議に出席し、関係各課や関係機関と情報交換を行った。	A	調整会議に参加し、関係機関等と連携を図り、相談、支援体制の整備に寄与する。
				高齢者支援課	引き続き、ケースに応じて関係者の共有の場を設け、連携を図る。	日頃から地域包括支援センターで把握した虐待ケースの報告を受け、常に検討を行うとともに定期的なモニタリング会議等で共有を行い、連携を図っている。	A	引き続き、ケースに応じて関係者の共有の場を設け、連携を図る。
				障害福祉課	困難な問題を抱える女性への支援に必要な関係機関、専門家との連携を図る。	困難女性支援調整担当者会議に参加し、利用できる障害福祉サービスの情報提供等を行い、関係機関と連携を図った。	A	困難な問題を抱える女性への支援に必要な関係機関等との連携を図る。
				子ども若者応援課	困難女性支援調整会議を通じ、支援に必要な関係機関等との連携を図り、支援対象者の意思を尊重した相談、支援体制を検討する。	困難女性支援調整会議を通じ、支援に必要な関係機関等との連携を図り、支援対象者の意思を尊重した相談、支援体制を検討した。	A	困難女性支援調整会議を通じ、支援に必要な関係機関等との連携を図り、支援対象者の意思を尊重した相談、支援体制を検討する。
				幼児教育・保育課	困難女性支援調整会議に参加するとともに、支援に必要な関係機関、専門部署との連携を図る。	困難女性支援調整会議により、関係機関等との連携を図った。	A	困難女性支援調整会議に参加するとともに、支援に必要な関係機関、専門部署との連携を図る。
				子ども家庭課	関係機関との連携を図る	(子ども家庭相談係) 支援対象者の意思を尊重した上で、困難女性支援調整会議を通じ、支援に必要な関係機関、民間団体との連携を図った。	A	関係機関との連携を図る
				学務課	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者を対象とした就学援助費の支給を行う。	学校等の関係機関と連携を図りながら、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者へ丁寧な案内と周知を図り、適切に支給事務を実施した。申請者の利便性を考慮し、当初の申請受付期間を1か月拡大した。小・中学校入学前に支給する新入学準備金では、オンラインでの申請受付を行った。	A	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者を対象とした就学援助費の支給を行う。オンライン申請の受付を開始する。
IV-1 庁内推進体制の充実	(1) 男女平等参画に関する職員の理解促進	①職員の意識実態調査の実施	男女平等参画に関する職員の意識・実態の把握を行います。調査結果を活用し、庁内における男女平等参画の推進につなげます。	職員課	職員の意識・実態把握を行う。	現在研修を通じて意識啓発を図っているところであり、また、実態把握のための職員アンケート調査を実施したうえで次期特定事業主行動計画を策定した。	A	職員の意識・実態把握を行う。
		②職員研修の実施	男女平等参画に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図ります。	協働コミュニティ課	新入職員の庁内研修で男女平等についての研修を実施する。パリテで実施している講座や講演会等を庁内にも周知し、参加呼びかけを行う。	新規入庁職員研修において、男女平等参画等に関して説明し、新規入庁職員に対して啓発活動を行った。パリテで実施した各種講座の周知徹底を図り、男女平等参画等の講座受講を促したが、参加率が伸びなかった。	B	新規入庁職員研修を継続して実施する。また、パリテの各種講座に関して職員の受講を促すとともに、庁内全職員を対象としたeラーニング研修を実施し、職員の理解促進を図る。
		③市発行物等における男女平等ガイドラインの周知徹底	市報やホームページ、市発行物における表現において、男女平等参画の視点が徹底されるよう、ガイドラインを庁内に周知するとともに、適宜、更新を行います。	職員課	継続して職員への十分な理解促進を図る	4月、7月、1月(8月・10月採用含む)に新規採用職員を対象に庁内における男女共同参画研修を実施した。	A	継続して職員への十分な理解促進を図る
				協働コミュニティ課	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインの庁内庁内周知を図る。	職員用定型文内に内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」と、表現における男女平等ガイドライン事例集を定型文に掲載した。	A	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインの庁内庁内周知を図る。
	(2) 誰もが働きやすい職場環境の整備	①庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ	職員に向けてワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、職員一人ひとりが健康に働くことができ、働きやすい職場環境となるよう取り組みます。	職員課	引き続き特定事業主行動計画に基づきワークライフバランスを推奨していく。	西東京市特定事業主行動計画に基づく研修を実施した。研修内容は、自己のキャリアを振り返り、今後のワークライフにつなげていくというもので、ワークライフバランスの視点を踏まえた自らのキャリア形成を考える機会を提供することを目的とした。また、「ノー残業デー」、「20時退庁」、「管理職定時退庁デー」、「時間外勤務の状況の庁内情報共有」、「一定時間を超えた時間外勤務の所属部長への報告」などの取組により時間外勤務の縮減に務めた。令和7年度から新たに、「時差勤務制度の拡大」や「子育て部分休暇」の新規導入を行い、多様な働き方の実現に向けた取組を進めた。	A	引き続き特定事業主行動計画に基づきワークライフバランスを推奨していく。
				職員課	継続して管理職試験受験の勧奨を行う。	昇任支援研修として管理職試験B及び係長職試験Aの受験年次にある職員を対象に、本市における管理職の現状を理解し、その役割を考える機会を提供した。また、昨年度以前の管理職試験(短期)合格者の経験談・現課長職の経験談を聞くことにより、組織全体の昇任機運の醸成と職員の昇任意欲の向上を図った。また、「管理職ロールモデル」、「キャリアパス」を新たに導入し、自律的なキャリア形成支援の取組を進めた。	A	継続して管理職試験受験の勧奨を行う。
		②女性の職員の活躍推進に向けた取組の実施	「西東京市特定事業主行動計画」に基づき、女性の職員が働きやすい環境づくりを行います。	職員課	継続して職員への十分な理解促進を図る	西東京市特定事業主行動計画に基づく研修を実施した。研修内容は、自己のキャリアを振り返り、今後のワークライフにつなげていくというもので、ワークライフバランスの視点を踏まえた自らのキャリア形成を考える機会を提供することを目的とした。また、「ノー残業デー」、「20時退庁」、「管理職定時退庁デー」、「時間外勤務の状況の庁内情報共有」、「一定時間を超えた時間外勤務の所属部長への報告」などの取組により時間外勤務の縮減に務めた。令和7年度から新たに、「時差勤務制度の拡大」や「子育て部分休暇」の新規導入を行い、多様な働き方の実現に向けた取組を進めた。	A	継続して職員への十分な理解促進を図る
	(4) 男女平等推進条例の検討	①条例検討委員会設置の検討	男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例を検討するための、条例検討委員会の設置を検討します。	協働コミュニティ課	条例の制定について調査・研究を行う。	条例の制定について計画に項目を設定した。	B	条例の制定について調査・研究を行う。
		②苦情処理機関設置の検討	男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害等の相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野に入れた苦情処理機関の設置を検討します。	協働コミュニティ課	設置の必要性について調査・研究する。	東京都の調査によると多摩26市中市設置7、社会福祉協議会が設置は26市であった。	B	設置の必要性について調査・研究する。
IV-2 男女平等参画推進計画の進行管理	(1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理	①男女平等参画推進委員会の開催	恒常的な市民参画の組織として、男女平等参画推進委員会を開催します。	協働コミュニティ課	西東京市男女平等参画推進委員会を開催する。	予定どおり西東京市男女平等参画推進委員会について、第5次計画の令和6年度実績評価について計5回開催した。	A	西東京市男女平等参画推進委員会を計画どおり計5回開催し、委員会の円滑な議事進行を行う。
		②事業評価の実施	男女平等参画推進委員会において、計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。	協働コミュニティ課	男女平等参画推進委員会において「男女平等参画推進計画等実績評価報告書」を作成する。	男女平等参画推進委員会で適正な評価及び円滑な評価方法を議論し、西東京市第5次男女平等参画推進計画、西東京市第3次配偶者暴力対策基本計画、西東京市第2次女性の職業生活における活躍推進計画、西東京市困難女性支援基本計画の実績評価報告書(令和6年度)をまとめ、市長に報告を行った。	A	適正な評価及び円滑な評価方法を適宜男女平等参画推進委員会において精査し、実績評価報告書をまとめ、市長に報告する。

【参考】 組織改正での課名等の変更

改正前		改正後
秘書広報課		広報プロモーション課
子ども家庭支援センター		子ども家庭課
子育て支援課		子ども若者応援課
環境保全課		環境政策課
ごみ減量推進課		資源循環推進課
社会教育課		地域学習推進課
健康課(母子保健)		子ども家庭課
健康課(成人)		健康課